

茨城県報 第6237号

昭和49年7月11日

木曜日

(明治35年3月17日)
(第三種郵便物認可)

目 次

告 示

	ページ
●保険医療機関の指定及び療養取扱機関の申出受理の取消し(保険課)	1
●保険医及び国民健康保険医の登録の取消し(〃)	2
●土地改良事業の適当決定(農地管理課)	2
●換地処分があつた旨の届出(2件)(〃)	2
●土地改良事業の認可(〃)	3
●道路の区域変更(道路維持課)	3
●道路の供用開始(〃)	3
●土地改良区役員の就任(境土地改良事務所)	4
●土地改良区役員の就退任(5件)(土地改良事務所)	4
(公 安 委 員 会)	
●通行禁止、一方通行および指定方向外進行の禁止の交通規制	9
●交通規制の一部改正	12
公 告	
●県営土地改良事業計画について(農地管理課)	13
●土地立ち入り測量(5件)(用地課)	14
●道路位置の指定(建築指導課)	15
●建築許可に関する聴職(3件)(〃)	15
(霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会)	
●漁場計画に関する公聴会開催	17
正 誤	
●昭和48年7月15日付茨城県報第6135号中	17
●昭和49年4月11日付茨城県報号外(3)中	17

告 示

茨城県告示第636号

次の医療機関について、健康保険法(大正11年法律第70号)第43条の12及び国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第48条の規定に基づき、保険医療機関の指定及び療養取扱機関の申出の受理を取消した。

昭和49年7月11日

茨城県知事 岩上二郎

- 1 名称及び所在地 アジラ内科医院
東茨城郡常北町石塚2090-2
- 2 取消年月日 昭和49年7月1日

茨城県告示第637号

次の医師について、健康保険法（大正11年法律第70号）第43条の13及び国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第49条の規定に基づき、保険医及び国民健康保険医の登録を取り消した。

昭和49年7月11日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 氏 名 阿 部 良 夫
- 2 保険医の登録記号番号
茨 医 第2657号
- 3 国民健康保険医の登録記号番号
茨国医 第2601号
- 4 取消年月日 昭和49年7月1日

茨城県告示第638号

土浦市外十五ヶ町村土地改良区が行なおうとする花室川中流地区土地改良事業については、適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第7項において準用する、同法第8条第6項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和49年7月11日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 縦覧に供する書類
土浦市外十五ヶ町村土地改良区定款写
花室川中流地区土地改良事業計画書写
- 2 縦 覧 の 期 間 昭和49年7月18日から昭和49年8月6日まで
- 3 縦 覧 の 場 所 土浦市役所

茨城県告示第639号

昭和49年4月24日付農管指令第838号をもつて認可した共同施行西霞内地区の換地計画については、換地処分があつた旨届出があつたので、土地改良法第54条第4項の規定により公示する。

昭和49年7月11日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第640号

昭和49年6月7日付農管指令第1010号をもつて認可した菅原土地改良区金戸地区の換地計画については、換地処分があつた旨届出があつたので、土地改良法第54条第4項の規定により公示する。

昭和49年7月11日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第641号

昭和49年2月23日付で東茨城郡御前山村大字野口1191軍司義雄ほか7名から認可申請のあつた久保下地区土地改良事業については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第95条第3項において準用する同法第10条第1項の規定により、昭和49年7月1日認可したので同法第95条第4項の規定により公告する。

昭和49年7月11日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第642号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は昭和49年7月11日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和49年7月11日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 道路の種類 県道

2 路線名 取手筑波線、酒詰水海道線

3 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員	延長	摘要
北相馬郡藤代町大字山王 字中田1501番から	旧	メートル 最大 10.00 最小 3.60	メートル 1,150.0	
北相馬郡藤代町大字山王 字前畑202番まで	新	メートル 最大 21.00 最小 10.50	メートル 1,900.0	

茨城県告示第643号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、昭和49年7月11日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和49年7月11日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路線名 県道 取手筑波線, 酒詰水海道線
 2 供用開始の区間 北相馬郡藤代町大字山王字中田1501番から
 北相馬郡藤代町大字山王字前畑202番まで
 3 供用開始の期間 昭和49年7月11日

茨城県告示第644号

猿島郡境町大字金岡 809番地に事務所を置く一の谷沼土地改良区から次のとおり役員が就任した旨届け出があつたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

昭和49年7月11日

茨城県境土地改良事務所長 坂本富三

就任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
猿島郡境町大字百戸8の1	監事	大野春市	

茨城県告示第645号

東茨城郡常北町大字石塚1428-25に事務所を置く西田川土地改良区から下記のとおり役員が就退任した旨の届け出があつたので土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

昭和49年7月11日

茨城県水戸土地改良事務所長 錢谷守雄

1 退任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
東茨城郡常北町勝見沢3	理事	大高秀男	理 事 長
" " 石塚1470	"	田上光夫	
水戸市藤井町913	"	三田寺国彦	
東茨城郡常北町小坂1125	"	永山長雄	
" " " 423	"	寺門直之介	
" " 上青山209	"	鯉淵信一	
" " 下青山498	"	所己代次	
" " 那珂西2549	"	関野辰藏	
" " " 1602	"	森島孝寿	
" " " 1928-2	"	皆川芳定	
水戸市岩根町119	"	海野市太郎	
" " 720	"	塙秀雄	
" 藤井町678	監事	小田木弘	

東茨城郡常北町上青山803	"	川又 亀太郎	
" " 増井1791	"	飯村 重夫	
2 就 任			
住 所	職 名	氏 名	摘 要
東茨城郡常北町勝見沢3	理 事	大高 秀男	理 事 長
" " 石塚1470	"	田上 光夫	
水戸市藤井町913	"	三田寺 国彦	
東茨城郡常北町小坂1125	"	永山 長雄	
" " " 423	"	寺門 直之介	
" " 上青山209	"	鯉淵 信一	
" " 下青山498	"	所 己代次	
" " 那珂西2549	"	関野 辰蔵	
" " " 1602	"	森島 孝寿	
" " " 1928—2	"	皆川 芳定	
水戸市岩根町119	"	海野 市太郎	
" " 720	"	塙 秀雄	
東茨城郡常北町上青山803	監 事	川又 亀太郎	
水戸市藤井町678	"	小田木 弘	総括監事
東茨城郡常北町増井1791	"	飯村 重夫	

茨城県告示第646号

久慈郡大子町大字川山1015番地2に事務所を置く矢田川山土地改良区から、次のとおり役員が就退任した旨届け出があつたので土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により公告する。

昭和49年7月11日

茨城県常陸太田土地改良事務所長 矢萩 啓三

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
久慈郡大子町大字矢田1412	理 事	渡辺 徳之介	理 事 長
" " 大字川山702	"	菊池 満雄	

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
久慈郡大子町大字矢田1108	理 事	渡辺 世雄	
" " 大字川山702	"	菊池 芳雄	

茨城県告示第647号

行方郡玉造町大字手賀に事務所を置く手賀土地改良区から、次のとおり役員が就任及び退任した旨届け出があつたから、土地改良法第18条第17項の規定により公告する。

昭和49年7月11日

茨城県鉢田土地改良事務所長 金 沢 利 行

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
行方郡玉造町大字手賀1545	理 事	野 原 小市郎	理 事 長
" " "	"	野 原 正 藏	
" " "	"	野 原 寛	
" " "	"	飯 田 喜 左 衛 門	
" " "	"	伊 藤 勇 雄	
" " "	"	荒 井 久 慶	
" " "	"	高 塚 勇	
" " "	"	来 栖 甚 一	
" " "	"	大 和 田 祐 市 郎	
" " "	"	沼 田 証 章	
" " "	"	宮 内 藤 兵 衛	
" " "	"	中 島 泰 吉	
" " "	監 事	理 崎 節	
" " "	"	飯 田 倭	代 表 監 事
" " "	"	林 悟	

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
行方郡玉造町大字手賀244	理 事	曾 根 康 充	理 事 長
" " "	"	野 原 小市郎	
" " "	"	野 原 利 雄	
" " "	"	野 原 公 平	
" " "	"	高 野 秀 夫	
" " "	"	高 塚 勝 也	
" " "	"	高 塚 利 明	
" " "	"	出 沼 四 郎	
" " "	"	高 塚 勇	
" " "	"	小 松 崎 幸 喜	

"	"	"	3146	"	根崎 博
"	"	"	3355	"	大輪 良明
"	"	"	1310	監事	野原正一 代表監事
"	"	"	214-2	"	佐藤 藤右衛門
"	"	"	121	"	鈴木 敬正

茨城県告示第648号

土浦市大字上高津字館下464番地に事務所を置く土浦市外十五ヶ町村土地改良区から、次のとおり役員が就退任した旨届け出があつたので土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により公告する。

昭和49年7月11日

茨城県土浦土地改良事務所長 岡野健次

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
新治郡桜村大字古来458	理事	藤沢 勘兵衛	理 事 長
筑波郡谷田部町大字中野126	"	庄司 茂	
" " 大字谷田部2014	"	佐藤 勝	
土浦市1238の3	"	細谷 武	
" 大字中村西根1198	"	宮本 由太郎	
新治郡桜村大字上ノ室1006	"	久松 誉富	
" " 大字栗原1572	"	中泉 修三	
筑波郡大穂町大字大曾根986-3	"	飯竹 茂	
" 豊里町大字酒丸196	"	中野 惣一	
" 谷田部町大字島名3705-1	"	松本 藤一郎	
" " 大字谷田部6156	"	石川 唯市	
" " 大字柳橋366	"	柳橋 伊右衛門	
" " 大字真瀬1035	"	飯泉 縫之助	
" " 大字谷田部1950	"	塙田 好郎	
" 伊奈村大字狸穴424	"	中島 喜雄	
稻敷郡牛久町大字上太田569	"	倉嶋 長司	
" " 大字東瑞穴1127	"	横田 栄一	
" 阿見町大字荒川本郷1239-1	"	宮本 学	
新治郡桜村大字花室821	"	飯嶋 正義	
筑波郡大穂町大字篠崎409	"	中川 三郎	

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
新治郡桜村大字古来458	理 事	藤 沢 勘兵衛	理 事 長
土浦市大字上高津753	"	宮 本 文 雄	
新治郡桜村大字上ノ室1006	"	久 松 誉 富	
" " 大字花室821	"	飯 嶋 正 義	
" " 大字栗原1572	"	中 泉 修 三	
筑波郡大穂町大字篠崎409	"	中 川 三 郎	
" " 大字大曾根986-3	"	飯 竹 茂	
" 豊里町大字酒丸196	"	中 野 惣 一	
" 谷田部町大字柳橋366	"	柳 橋 伊右衛門	
" " 大字真瀬1012	"	大 久 保 猪 吉	
" " 大字谷田部2014	"	佐 藤 勝	
" " " 1950	"	塚 田 好 郎	
" 伊奈村大字小張2642-1	"	福 川 勝太郎	
稻敷郡阿見町大字荒川本郷1239-1	"	宮 本 学	
" 牛久町大字上太田569	"	倉 嶋 長 司	
筑波郡谷田部町大字面野井212	"	高 谷 修 司	
" " 大字島名3705-1	"	松 本 藤一郎	
稻敷郡牛久町大字東瑞穴1127	"	横 田 栄 一	
土浦市大字中1349	"	豊 嶋 一 郎	

茨城県告示第649号

北相馬郡守谷町大字守谷甲19番地に事務所を置く守谷町外一町一ヶ村土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨届け出があつたので土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

昭和49年7月11日

茨城県土浦土地改良事務所長 岡 野 健 次

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
北相馬郡守谷町大字守谷甲3304	理 事	吉 田 亀次郎	理 事 長
" " " 413	"	平 尾 昭	
" " " 578	"	桜 井 弘	
" " 大字守谷丙265	"	奈 輜 惣 吉	
" " 大字同地308	"	中 村 佐 市	

取手市大字下高井1311	"	篠原 武
" 大字市之代478	"	長塚 広吉
筑波郡谷和原村大字筒戸1026	"	鈴木 弘
北相馬郡守谷町大字守谷甲679	監事	下村 喜四郎
" " " 4266	"	渡辺 清一
取手市大字下高井1502	"	中久木 治
筑波郡谷和原村大字平治47	"	鈴木 亮

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
北相馬郡守谷町大字守谷甲3304	理 事	吉田 亀次郎	理 事 長
" " " 413	"	平尾 昭	
" " 大字守谷乙33	"	月岡 亮	
" " 大字同地308	"	中村 佐市	
筑波郡谷和原村大字筒戸926	"	吉田 芳一	
" " " 1830	"	菊地 元一	
取手市大字下高井1311	"	篠原 武	
" 大字上高井596	"	野口 忠兵衛	
" 大字貝塚404	"	染谷 水吉	
北相馬郡守谷町大字守谷甲679	監 事	下村 喜四郎	
" " " 4266	"	渡辺 清一	
取手市大字下高井1315	"	広瀬 誠之	
筑波郡谷和原村大字平沼257	"	鳴毛 政雄	

(公 安 委 員 会)

茨城県公安委員会告示第29号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第4条第1項の規定により通行の禁止、一方通行および指定方向外進行の禁止の交通規制を次のとおり定める。

昭和49年7月11日

茨城県公安委員会委員長 大平二郎

1 通 行 の 禁 止

道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により、別表第1のとおり車両の通行を禁止する。ただし、茨城県公安委員会が行なう交通規制(昭和45年茨城県公安委員会告示第9号。以下「告示第9号」という。)第3項に掲げる車両については適用しない。

2 一 方 通 行

法第8条第1項の規定により、別表第2のとおり車両の通行を一方通行とする。ただし、告示第9号の第6項に掲げる車両については適用しない。

3 指定方向外進行の禁止

法第8条第1項の規定により、別表第3のとおり車両の指定方向外の進行を禁止する。ただし、告示第9号の第7項に掲げる車両については適用しない。

別表第1 通行の禁止

番号	道路名	区間	距離 (メートル)	対象	期間および時間
1	市道	那珂湊市阿字ヶ浦町58番先から同市同町45番先まで (小池護朗方前から飛田四郎方前まで)	約 250	車両 (自転車を除く)	昭和49年7月6日から同年8月20日までの午前7時から午後6時まで

別表第2 一方通行

番号	道路名	区間	距離 (メートル)	対象	期間および時間
1	市道	那珂湊市磯崎町4318番先から同市阿字ヶ浦町185番先まで (薄井昇方脇から黒沢勝市方脇方向へ)	約 800	車両 (自転車を除く)	昭和49年7月6日から同年8月20日までの午前7時から午後6時まで
2	県道	那珂湊市和田町290番先から同市東塚原728番先まで (那珂湊市役所入口から磯崎大三方脇方向へ)	約 700	車両 (自転車を除く)	昭和49年7月6日から同年8月20日までの午前7時から午後6時まで
3	市道	那珂湊市東塚原728番先から同市和田町474番先まで (磯崎大三方脇から漁政分室前まで)	約 900	車両 (自転車を除く)	昭和49年7月6日から同年8月20日までの午前7時から午後6時まで

別表第3 指定方向外進行の禁止

番号	禁止の場所	禁止の内容	対象	期間および時間
1	那珂湊市阿字ヶ浦町1986番先(外周道路丁字路交差点)	部田野方面から右折および海岸方面からの左折を禁止	車両 (自転車を除く)	昭和49年7月6日から同年8月20日までの午前7時から午後6時まで
2	那珂湊市阿字ヶ浦町2番先(駐車場前交差点)	旧射爆場方面からの左折および直進、ならびに磯崎方面からの右折を禁止	車両 (自転車を除く)	昭和49年7月6日から同年8月20日までの午前7時から午後6時まで
3	那珂湊市阿字ヶ浦町185番先(阿字ヶ浦駅前交差点)	海岸方面からの左折、阿字ヶ浦駅方面から左折および磯崎方面からの右折ならびに火の見下方面からの左折を禁止	車両 (自転車を除く)	昭和49年7月6日から同年8月20日までの午前7時から午後6時まで

4	那珂湊市磯崎町4326番先(薄井とく方前交差点)	酒列神社方面からの右折および磯崎海岸方面からの左折ならびに白堀紀荘方面からの直進を禁止	車両 (自転車を除く)	昭和49年7月6日から同年8月20日までの午前7時から午後6時まで
5	那珂湊市東塙原728番先(東塙原Y字路交差点)	磯崎方面からの直進を禁止	車両 (路線バスおよび自転車を除く)	昭和49年7月6日から同年8月20日までの午前7時から午後6時まで
6	那珂湊市牛久保938番の2先(福田あさ方脇丁字路交差点)	殿山駅方面からの右折を禁止	車両 (自転車を除く)	昭和49年7月6日から同年8月20日までの午前7時から午後6時まで
7	那珂湊市東塙原681番先(所ペーマ店前交差点)	二高方面からの直進を禁止	車両 (自転車を除く)	昭和49年7月6日から同年8月20日までの午前7時から午後6時まで
8	那珂湊市牛久保749番先(牛久保丁字路交差点)	佐久間橋方面からの右折を禁止	車両 (自転車を除く)	昭和49年7月6日から同年8月20日までの午前7時から午後6時まで
9	那珂湊市牛久保531番先(牛久保地内交差点)	海岸方面からの左折を禁止	車両 (自転車を除く)	昭和49年7月6日から同年8月20日までの午前7時から午後6時まで
10	那珂湊市牛久保560番の1先(根本一郎方脇交差点)	富士の上方面からの左折および西塙原方面からの左折を禁止	車両 (自転車を除く)	昭和49年7月6日から同年8月20日までの午前7時から午後6時まで
11	那珂湊市東塙原620番先(二高脇交差点)	所ペーマ店方面からの左折を禁止	車両 (自転車を除く)	昭和49年7月6日から同年8月20日までの午前7時から午後6時まで
12	那珂湊市和田町290番先(漁政分室前交差点)	一町目方面からの直進を禁止	車両 (自転車を除く)	昭和49年7月6日から同年8月20日までの午前7時から午後6時まで
13	那珂湊市和田町5076番先(市川ふく方脇交差点)	七町目方面からの左折を禁止	車両 (自転車を除く)	昭和49年7月6日から同年8月20日までの午前7時から午後6時まで
14	那珂湊市和尚塚7424の3先(マキノ水産前交差点)	平磯町方面からの左折を禁止	車両 (自転車を除く)	昭和49年7月6日から同年8月20日までの午前7時から午後6時まで
15	那珂湊市阿字ヶ浦町58番先(小池護朗方前交差点)	阿字ヶ浦海岸方面からの左折を禁止	車両 (自転車を除く)	昭和49年7月6日から同年8月20日までの午前7時から午後6時まで

16	那珂湊市阿字ヶ浦町45番先（飛田四郎方前交差点）	阿字ヶ浦踏切方面からの左折および磯崎方面からの右折を禁止	車両 (自転車を除く)	昭和49年7月6日から同年8月20日までの午前7時から午後6時まで
----	--------------------------	------------------------------	----------------	-----------------------------------

茨城県公安委員会告示第30号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第4条第1項の規定により茨城県公安委員会が行なう交通規制（昭和45年茨城県公安委員会告示第9号）の一部を次のように改正する。

昭和49年7月11日

茨城県公安委員会委員長 大平二郎

別表第3 勝田警察署管内の表中5の項を次のように改める。

5	久慈川堤防上	那珂郡東海村大字竹瓦字原坪1303番先から同郡同村同字1094番先まで	約 950	終 日	車両 (道路管理、河川管理用車両および自転車を除く)
---	--------	-------------------------------------	-------	-----	-------------------------------

同表 太田警察署管内の表中1の項を次のように改める。

1	久慈川及び山田川堤防上	常陸太田市堅磐町67番先から久慈郡金砂郷村大字大方795番先まで。ただし、次にかかげる区間を除く。 (1) 常陸太田市落合町1058番先から落合橋方向へ約270メートル (2) 常陸太田市上河合町1125番の1先から同市同町953番先まで約50メートル (3) 常陸太田市島町2501番先から上流へ約60メートル (4) 常陸太田市藤田町1022番先から同市島町2197番先まで約170メートル (5) 常陸太田市藤田町13番先から同市同町60番先まで約300メートル (6) 久慈郡金砂郷村大字薬谷1405番先から薬谷橋方向へ約400メートル	約 12,500	終 日	車両 (道路管理、河川管理用車両および自転車を除く)
---	-------------	--	----------	-----	-------------------------------

同表 日立警察署管内の表中37および38の項を次のように改める。

37	久慈川堤防上	日立市留町2738番の1先から同市同町622番の1先まで。ただし、次にかかげる区間を除く。 (1) 日立市留町2700番先から同市同町126番の1先まで約55メートル (2) 日立市留町167番先から同市同町179番先まで約150メートル	約 1,100	終 日	車両 (道路管理、河川管理用車両および自転車を除く)
38	久慈川堤防上	日立市下土木内町623番の1先から同市神田町143番先まで。ただし、次にかかげる区間を除く。 (1) 日立市下土木内町109番の1	約 1,800	終 日	車両 (道路管理、河川管理用車両および

		先から同市同町72番先まで約 110メートル (2) 日立市下土木内70番先から同 市同町110番先まで約50メート ル (3) 日立市神田町316番の1先か ら同市同町176番先まで約100メ ートル (4) 日立市下土木内町、日立市上 水道久慈川取水口から上流へ約 700メートル	自転車を除 く)
--	--	--	-------------

同表 古河警察署管内の表中18の項を次のように改める。

18	利根川 堤防上	古河市大字古河6859番先建設省古河 工作作出張所渡良瀬川左岸堤防テンパ から猿島郡境町境界利根川左岸堤防 まで。ただし、次にかかげる区間を 除く。 (1) 古河市大字新久田1029番先か ら南方へ約1,100メートル (2) 古河市大字中田新田428番先 から南方へ約120メートル (3) 古河市大字中田480番の1先 ゴルフ場入口約150メートル (4) 総和町大字前林500番先から 南方へ約1,500メートル	約 11,300	終 日	車両 (道路管理, 河川管理用 車両および 自転車を除 く)
----	------------	---	----------	-----	---

同表 境警察署管内の表中2の項を次のように改める。

2	利根川 堤防上	猿島郡境町大字塚崎4789番の2先か ら岩井市大字長谷2952番の2先ま で。ただし、次にかかげる区間を除 く。 (1) 境町大字塚崎糸迦樋管水位流 量観測所から東方へ約50メート ル (2) 境町1666番建設省利根川上流 工事事務所から西方へ約65メー トル (3) 境町1312番境大橋ボックスカ ルバードをはさんで東西へ約 300メートル	約 15,400	終 日	車両 (道路管理, 河川管理用 車両および 自転車を除 く。)
---	------------	---	----------	-----	--

公 告

◎県営土地改良事業計画について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営岩瀬地区土地改良事業につき、計画を定めたので、同条第5項の規定により公告する。なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和49年7月11日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 縦覧に供する書類

県営岩瀬地区土地改良事業計画書写し

- 2 縦 覧 期 間 昭和49年~~9月12日~~から昭和49年~~9月10日~~まで
3 縦 覧 場 所 岩瀬町役場

●土地立ち入り測量

土地収用法第11条第1項ただし書の規定により通知があつたので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

昭和49年7月11日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 起業者 の 名 称 茨 城 県
2 事 業 の 種 類 都市計画街路事業(横山大山線)
3 立ち入ろうとする土地の区域
古河市大字古河字一丁目及び字二丁目地内
4 立ち入ろうとする期間
昭和49年7月11日から昭和49年7月17日まで

- 1 起業者 の 名 称 茨城県知事
2 事 業 の 種 類 普通河川寺沢川砂防工事
3 立ち入ろうとする土地の区域
筑波郡筑波町大字国松字寺前, 字保田及び字竹ノ下地内
4 立ち入ろうとする期間
昭和49年7月11日から昭和49年7月31日まで

- 1 起業者 の 名 称 茨城県知事
2 事 業 の 種 類 普通河川棚谷沢砂防工事
3 立ち入ろうとする土地の区域
久慈郡水府村大字棚谷字大内, 字門沢, 字柳窪及び字北坂地内
4 立ち入ろうとする期間
昭和49年7月11日から昭和50年3月31日まで

- 1 起業者 の 名 称 茨城県知事
2 事 業 の 種 類 一般国道125号改築工事
3 立ち入ろうとする土地の区域
稻敷郡美浦村大字宮地字内沢田及び字苅満田地内
" " 大字布佐字町田, 字殿田, 字東崎, 字上谷原及び字下り内地内
" " 大字舟子字南, 字南不動前及び字枇杷堤地内
" " 大字請領字新道, 字鍛治作, 字八枚, 字野中, 字柿木平, 字とうの峯, 字イヌウ

マ, 字柿木久保, 字沢田及び字入谷津地内

" " 大字木原字明法, 字神田, 字森入, 字行竹, 字清月, 字栗山作, 字原, 字猫子及び字沢田地内

" 阿見町大字石川字二区及び字三区地内

4 立ち入ろうとする期間

昭和49年7月11日から昭和50年3月31日まで

1 起業者の名称 茨城県知事

2 事業の種類 一般国道124号改築工事

3 立ち入ろうとする土地の区域

鹿島郡波崎町大字太田字宝山及び字宝山新田地内

4 立ち入ろうとする期間

昭和49年7月15日から昭和50年3月31日まで

●道路位置の指定

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので同法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第10条の規定により公告する。

昭和49年7月11日

茨城県知事 岩上二郎

指定番号	指定期 年月日	申請者		道路の位置	道路幅員及び延長	
		氏名	住所		幅員 (m)	延長 (m)
下土木指令 第350号	49.6.24	宮本 年治	下館市乙84-2	下館市大字嘉家佐和字 出口2149-1	4.00	34.00
" 第351号	"	木村 菊藏	古河市大字原 461	古河市大字原字ラント ウ西416-8, 3	4.00	32.90
" 第352号	"	(K)関根建設 代表取締役 関根 キヨ	猿島郡境町459	岩井市長谷字島原口 1174-228	4.00	33.00
竜土木指令 第83号	49.6.27	定村 礼士	神奈川県茅ヶ崎 市浜見平15-2 —207	稲敷郡牛久町大字柏田 字一番山1672-2, 3, 5, 7, 9	5.90	33.50
" 第84号	"	永長 せつ	竜ヶ崎市米町 3982	竜ヶ崎市出し山498-1 (20街区3号)	4.00	39.80

●建築許可に関する聴聞

建築基準法第48条第9項の規定に基づき次のとおり聴聞を行ないます。

昭和49年7月11日

茨城県知事 岩上二郎

1 聴聞期日 昭和49年7月15日 午後2時
 2 聴聞場所 水戸市河和田町1520
 3 聴聞事項 第1種住居専用地域内において次の建築物の許可に関すること。
 　　マージヤン屋(用途変更)
 4 申請者住所氏名 水戸市河和田町1520 倉田信夫
 5 建築物構造規模 木造平家建 延べ105.35m²
 6 建築物の位置 水戸市河和田町1520
 7 敷地面積 325.4m²

1 聴聞期日 昭和49年7月16日 午後2時
 2 聴聞場所 勝田市大字中根字上野894
 3 聴聞事項 第1種住居専用地域内において次の建築物の許可に関すること。
 　　自動車部品販売店付住宅
 4 申請者住所氏名 勝田市大字中根字枯松戸 県営柴田住宅
 5 建築物構造規模 木造2階建
 　　原動機 1.0KW新設
 6 建築物の位置 勝田市大字中根字上野894
 7 敷地面積 867.0m²

1 聴聞期日 昭和49年7月17日 午後2時
 2 聴聞場所 日立市金沢町字毘沙門沢2672番60
 3 聴聞事項 第1種住居専用地域内において次の建築物の許可に関すること。
 　　貸店舗の増築
 4 申請者住所氏名 日立市助川町1-1-1
 　　財団法人 日立市住宅公社
 　　理事長 萬田五郎
 5 建築物構造規模 軽量鉄骨造平家建 193.68m²
 　　既存 253.85m²
 　　原動機 10.90KW新設, 0.75KW既設
 6 建築物の位置 日立市金沢町字毘沙門沢2672番60
 7 敷地面積 1,153.96m²

(霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会)

●漁場計画に関する公聴会開催

漁業法第11条第4項の規定に基づき漁業権の漁場計画について次のとおり公聴会を開催するから意見を述べたい方はご出席下さい。

昭和49年7月11日。

霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会
会長 石津正明

1 開催日時 昭和49年7月18日 午前10時30分から午前11時00分まで

2 開催場所 土浦市殿里町603 土浦合同庁舎会議室

3 案件 区画漁業権6件の漁場計画について

4 公聴会に於ける公述者の注意

(1) 公聴会における公述者の範囲は、次に掲げるものとする。

イ 漁業権者、入漁権者

ロ 漁業権漁業の経営者

ハ 漁業協同組合関係者

ニ その他利害関係者

(2) 公聴会において、意見を述べようとする者(公述者)は、住所、氏名、年令、従事する漁業を発表し、会長の許可を得たうえ発言しなければならない。

(3) 公述者の発言は、その意見を聽こうとする案件の範囲を超えてはならない。

(4) 公述者の発言が、その意見を聽こうとする案件の範囲を超える、または不穏な言行があつたときは、会長はその発言を禁止し、または、退場を命ずることがある。

(5) 委員会の委員は、公述者に対して質議することができる。ただし、公述者が委員と質議することはできない。

正 誤

昭和48年7月12日付茨城県報第6135号中次のとおり誤りがあつたので訂正する。

ページ	行	誤	正
15	上 6	丸増株式会社	株式会社 丸増

昭和49年4月11日付茨城県報号外(3)中次のとおり誤りがあつたので訂正する。

ページ	行	誤	正
4	下 2	1016番の	1016番

★ 県政の総覧 ～ 県民の六法 ★

茨城県報

茨城県の行政機構、財政、農林、水産、商工、観光、土木、衛生、労働、公安、教育、文化、民生等あらゆる行政にわたる県民の権利、自由もしくは利害に、直接間接関係のある条例、規則、告示、公告等は、いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動、日常生活のため必要であり、ぜひ知つてもらわねばならないので、県ではこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は、茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県総務部文書課でお申し込み下さい。購読料は、昭和49年4月1日から送料とも1カ月700円です。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1カ月）
休日の場合は繰り下ぐ）（金 7 0 0 円）

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所